

新ごみ焼却施設整備・運営事業

運営業務委託契約書（案）

令和2年9月1日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

**新ごみ焼却施設整備・運営事業
運營業務委託仮契約書（案）**

- 1 業務委託名 新ごみ焼却施設整備・運営事業運營業務委託
- 2 業務場所 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神 504 番地外
- 3 契約期間 始期 この運營業務委託契約締結日
終期 令和 23 年 2 月 28 日
- 4 契約金額 金●円（業務委託料）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●円）
- 5 契約保証金 この約款第 4 条に定めるとおり

新ごみ焼却施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「発注者」という。）が[●]（以下「受注者」という。）及びその他の者との間で仮契約として締結した令和●年●月●日付け新ごみ焼却施設整備・運営事業基本契約書（以下「基本契約」という。）に従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則（平成 20 年 4 月 1 日会広整組規則第 4 号）及び以下に定める約款（以下「この約款」という。）の契約条項によって、本事業の事業契約の一部として新ごみ焼却施設整備・運営事業運營業務委託契約書（以下「この委託契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この委託契約の締結を証するため、本書●通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付し仮契約を締結し、新ごみ焼却施設整備・運営事業建設工事請負契約が会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議決後、通知をもって本契約に読み替える。

（特約条項条文）

この委託契約は、新ごみ焼却施設整備・運営事業建設工事請負契約が会津若松地方広域市町村圏整備組合議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。

（仮契約日）令和●年●月●日

発注者

福島県会津若松市中央三丁目 10 番 12 号
会津若松地方広域市町村圏整備組合
管理者

受注者 <SPC の署名（及び必要に応じて協力企業も連署）>

[所在地] ●

[商号] ●

[代表者] ●

新ごみ焼却施設整備・運営事業 運営業務委託契約約款

目次

| | |
|--------------------------------|---|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1条（総則） | 1 |
| 第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重） | 2 |
| 第3条（関係法令の遵守） | 2 |
| 第4条（契約の保証） | 2 |
| 第5条（業務遂行） | 3 |
| 第6条（期間） | 3 |
| 第7条（監督員） | 4 |
| 第8条（業務責任者） | 4 |
| 第9条（業務責任者等に関する措置請求） | 4 |
| 第10条（権利・義務の譲渡の禁止） | 5 |
| 第11条（特許権等の使用） | 5 |
| 第12条（知的財産権） | 5 |
| 第13条（再委託等の禁止） | 6 |
| 第14条（受注者に対する措置要求） | 6 |
| 第15条（発注者の請求による要求水準書等の変更） | 6 |
| 第16条（受注者の請求による要求水準書等の変更） | 7 |
| 第17条（貸与品） | 7 |
| 第18条（車両・重機等） | 7 |
| 第2章 準備期間 | 7 |
| 第19条（従事者等の習熟訓練） | 8 |
| 第20条（施設機能等の確認） | 8 |
| 第21条（試運転、予備性能試験及び引渡性能試験、教育訓練等） | 8 |
| 第22条（運営管理体制の整備） | 8 |
| 第3章 業務の実施 | 8 |
| 第23条（本業務の範囲） | 8 |
| 第24条（業務範囲の変更） | 9 |
| 第25条（業務計画書等の策定） | 9 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第 26 条 (業務報告書) | 9 |
| 第 27 条 (この委託契約と業務内容が一致しない場合の改善義務) | 10 |
| 第 28 条 (災害発生時等の協力) | 10 |
| 第 29 条 (緊急時の組織体制の整備等) | 10 |
| 第 30 条 (長寿命化計画の整備) | 10 |
| 第 31 条 (本施設の改良保全) | 11 |
| 第 32 条 (施設見学者等への対応) | 11 |
| 第 33 条 (住民への対応) | 11 |
| 第 34 条 (受注者によるセルフモニタリング) | 11 |
| 第 35 条 (発注者による業務遂行状況のモニタリング) | 11 |
| 第 36 条 (本施設に係る計測) | 12 |
| 第 37 条 (環境保全基準値の未達成) | 12 |
| 第 38 条 (要求水準書等の未達成) | 12 |
| 第 39 条 (性能未達期間中の処理対象物の処理) | 12 |
| 第 40 条 (性能未達期間中に生じる費用の負担) | 13 |
| 第 41 条 (異常事態への対応) | 13 |
| 第 42 条 (臨機の措置) | 13 |
| 第 43 条 (搬入管理) | 14 |
| 第 4 章 業務委託料 | 14 |
| 第 44 条 (業務委託料等の支払) | 14 |
| 第 45 条 (支払の根拠を欠く業務委託料等の取扱い) | 15 |
| 第 46 条 (業務委託料の減額又は支払停止等) | 15 |
| 第 47 条 (処理対象量) | 15 |
| 第 48 条 (処理対象物の性状) | 15 |
| 第 49 条 (業務委託料の改定) | 15 |
| 第 50 条 (業務委託料の変更等に代える要求水準書等の変更) | 16 |
| 第 51 条 (管内業者への発注金額の報告及び未達時の減額措置) | 16 |
| 第 5 章 法令の変更等 | 16 |
| 第 52 条 (法令の変更に伴う通知) | 16 |
| 第 53 条 (法令の変更に伴う協議及び追加費用の負担) | 17 |
| 第 54 条 (不可抗力発生時の対応) | 17 |
| 第 55 条 (不可抗力によって発生した費用等の負担) | 17 |

| | |
|---------------------------------------------------------|----|
| 第 56 条 (不可抗力による一部の業務遂行の免除) | 18 |
| 第 57 条 (第三者の加害行為による損害) | 18 |
| 第 6 章 契約の終了及び解除 | 18 |
| 第 58 条 (契約の終了) | 18 |
| 第 59 条 (本事業終了時の取扱い) | 18 |
| 第 60 条 (本業務終了時の明け渡し条件) | 19 |
| 第 61 条 (発注者の解除権) | 19 |
| 第 62 条 (発注者による解除の場合の違約金) | 20 |
| 第 63 条 (暴力団排除措置等に関する解除権) | 21 |
| 第 64 条 (談合等不正行為による発注者の解除権) | 21 |
| 第 65 条 (賠償の予約) | 22 |
| 第 66 条 (発注者による一部解除権) | 22 |
| 第 67 条 (受注者の解除権) | 22 |
| 第 68 条 (法令変更又は不可抗力の場合の解除) | 23 |
| 第 69 条 (解除による終了に際しての処置) | 23 |
| 第 7 章 補則 | 23 |
| 第 70 条 (損害賠償等) | 24 |
| 第 71 条 (所有権) | 24 |
| 第 72 条 (第三者への賠償) | 24 |
| 第 73 条 (保険) | 24 |
| 第 74 条 (協議会の設置) | 24 |
| 第 75 条 (契約の変更) | 24 |
| 第 76 条 (秘密保持) | 25 |
| 第 77 条 (個人情報の保護) | 25 |
| 第 78 条 (経営状況の報告等) | 26 |
| 第 79 条 (株主への支援要請) | 26 |
| 第 80 条 (公租公課) | 26 |
| 第 81 条 (遅延利息) | 26 |
| 第 82 条 (誠実協議) | 26 |
| 別紙 1 契約内容未達の場合の措置 (第 3 条、第 35 条、第 38 条、第 45 条、第 46 条関連) | 27 |
| 別紙 2 本施設の環境保全基準 (第 36 条、第 37 条関連) | 28 |
| 別紙 3 業務委託料 (第 44 条、第 49 条、第 69 条関連) | 29 |

| | | |
|------|------------------------------|----|
| 別紙 4 | 不可抗力の場合の費用分担（第 55 条関連） | 30 |
| 別紙 5 | 保険の詳細（第 73 条関連） | 31 |

第1章 総則

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、基本契約、要求水準書等（要求水準書、入札説明書及び質問回答書を総称していう。以下同じ。）及び第3項各号に定める書類及び図書に従い、日本国の法令を遵守し、この委託契約（この約款並びに要求水準書等及び技術提案書と一体となるものとする。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本契約、この委託契約、要求水準書等及び技術提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、これらの順にその解釈が優先するものとする。
- 2 この委託契約における用語は、この委託契約中に別段の定義がなされている場合を除き、基本契約書及びその別紙1定義集に定義された意味を有する。
 - 3 この委託契約を構成する書類及び図書は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定めるものの間において矛盾又は齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、技術提案書及び完成図書の記載内容のうち、要求水準書等の定める基準、水準等を超える部分については、要求水準書等に優先するものとし、技術提案書と完成図書では基準、水準等の高いものを優先する。
 - (1) この委託契約書
 - (2) 要求水準書等
 - (3) 技術提案書（入札説明書に従い受注者が発注者に提出した令和●年●月●日付け提案書類（その後の変更を含む。）をいう。）
 - (4) 完成図書（発注者が、建設事業者から受領した本施設の完成図書をいう。）
 - 4 受注者は、表記の契約期間中、表記の業務場所に存する本施設にて、要求水準書等及び技術提案書に示された本施設の運營業務（以下「本業務」という。）を遂行し、発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に表記の委託料（以下「業務委託料」という。）を支払うものとする。
 - 5 この委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。
 - 8 この委託契約における期間の定めについては、特に定めがある場合を除き民法(明治29年法律第89号)の定めるところによる。
 - 9 この委託契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
 - 10 この委託契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、確認、承諾、承認、通告、協議、質問、回答、合意及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者又は受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者又は受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 11 受注者が複数の者から構成されるときは、この委託契約の履行に関し、受注者を構成する者（以下、「構成企業」及び「協力企業」を総称していう。）は連帯して責任を負うものとする。
 - 12 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難性又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはでき

ない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

- 13 この契約に係る訴訟については、第一審の専属的合意管轄裁判所を福島地方裁判所とすることに合意する。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 受注者は、本施設が公共施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 発注者は、この約款に定める業務委託に係る業務が、民間の企業によって長期的かつ包括的に実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(関係法令の遵守)

第3条 受注者は、業務の履行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令（本業務に関連する条例、規則及び規程を含む。以下「法令」という。）を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本業務を実施しなければならない。受注者が関係法令、関係規制等を遵守しなかったことは、受注者によるこの契約の債務不履行を構成するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、発注者においてその必要がないと認める場合を除き、第6条第1項第2号に定める運營業務期間（以下「運營業務期間」という。）における各事業年度（当該年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の期間をいうものとする。以下同じ。）に関し、当該事業年度の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保として発注者が確実と認める有価証券の提供

(3) この委託契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4) この委託契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 運營業務期間における各事業年度において、前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、運營業務期間中に発注者が支払う業務委託料を運營業務期間15年間で除した額の10分の1以上の金額（以下「保証対象額」という。）とする。

- 3 第1項第1号の契約保証金には利息を付さないものとする。

- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、同項第3号に掲げる保証及び第4号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のものによる運營業務期間中における更新を認めるもの

とする。

- 5 保証対象額の増減があった場合は、保証の額が変更後の対象保証額に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

(業務遂行)

- 第5条 受注者は、基本契約及びこの委託契約に基づき、要求水準書等及び技術提案書の定めるところに従い、自らの責任及び費用において、本業務を行うものとする。
- 2 受注者は、本業務及びその他受注者がこの委託契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を適時に取得し、これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りでない。
 - 3 受注者は、発注者による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用負担により書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。
 - 4 受注者は、要求水準書等に記載する基準値（ただし、技術提案書における自主基準値がこれを上回る場合は、技術提案書における当該数値とする。以下同じ）を確実に確保するものとする。受注者による要求水準書等に記載する基準値の未達は、受注者によるこの委託契約の債務不履行を構成するものとする。
 - 5 受注者は、本業務に関する周辺住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、発注者は、かかる紛争の解決につき、受注者に協力するものとする。受注者は、発注者が締結する住民協定等を十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼、理解及び協力を得るよう努力するものとする。
 - 6 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行するものとする。
 - 7 受注者は、本業務の遂行に必要な限度でのみ、履行場所内の備品等は無償で使用するすることができる。
 - 8 受注者は、運營業務期間中、業務場所内の備品等を常に良好な状態に保つものとする。
 - 9 備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合、受注者は、当該備品等を購入又は調達するものとする。この場合において、受注者によって購入又は調達された当該備品等の所有権は、発注者に帰属するものとする。なお、備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、業務委託料に含まれているものとし、業務委託料の支払のほか、受注者は、備品等の購入又は調達に関し、いかなる名目によっても、何らの支払も発注者に請求できないものとする。
 - 10 受注者は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、これを弁償し、又は自己の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
 - 11 受注者によるこの委託契約上の義務の履行に要する光熱水費その他の費用（放送法（昭和25年法律第132号）による受信料を含む。）は、別段の合意がない限り、受注者の負担とする。

(期間)

第6条 履行期間及び運營業務期間は、次のとおりとする。

(1) 履行期間 契約締結日から令和23年2月28日までの期間

(2) 運營業務期間 令和●年●月●日から令和23年2月28日までの期間

- 2 前項の規定にかかわらず、基本契約第3条の規定により、基本契約締結者間で、運營業務期間の始期の変更について合意された場合は、当該変更後の日をもって、運營業務期間の始期とする。
- 3 前項の規定により、運營業務期間の始期が第1項第2号と異なるに至った場合も、運營業務期間の終期は変更しないこととし、この場合、発注者と受注者との協議により、業務委託料

の変更を行うものとする。

(監督員)

第7条 発注者は、本業務を監督するとともに、受注者との連絡及び交渉に当たらせるため、監督員を置くものとする。

2 発注者は、前項の規定により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

3 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの委託契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 本業務を実施させるための業務責任者（本業務の履行に関し、その管理を行う者として受注者が定めたものをいう。以下同じ。）に対する業務に関する指示

(2) この委託契約の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答

(3) この委託契約の履行に関する受注者又は業務責任者との協議

4 前項の規定による監督員の指示及び回答は、書面により行われるものとする。

5 この約款に定める書面の提出及び受領は、特に定めがある場合を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者は、2名以上の監督員を置き、第3項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、この委託契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

(業務責任者)

第8条 受注者は、業務責任者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、本業務の実施を統括するほか、業務委託料の請求及び受領、業務委託料の変更、運営業務期間の変更、次条第1項の請求の受理、同条第3項の措置及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの委託契約の解除に係る権限を除き、この委託契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 業務責任者と受注者の代表者は、兼ねることができない。

(業務責任者等に関する措置請求)

第9条 発注者は、業務責任者がその職務の執行につき不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 発注者は、受注者が本業務を実施するために使用している労働者等で本業務の実施又は管理につき不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果は当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果は当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第10条 受注者は、この委託契約に基づき生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、継承させ、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、本業務の遂行により生じた成果物（未完成の成果物及び本業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保権を設定し、若しくはその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第11条 受注者は、発注者から提供される情報、書類、図面その他のものを除き、この委託契約の規定に従って、本施設を稼働させ処理対象物を処理するために必要な特許権等の実施権・使用権その他ノウハウ等の活用に必要な諸権利を、自己の責任及び費用負担において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。

2 受注者は、業務委託料には、前項の規定に基づく特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに前条第2項に規定する成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認する。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

(知的財産権)

第12条 この委託契約に基づき、発注者が受注者に対して提供した情報、書類、図面等に関する著作権その他の知的財産権（発注者に権利が帰属しないものを除く。）は、発注者に属する。ただし、発注者は、受注者に対して、この委託契約の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で使用させる。

2 受注者は、この委託契約に基づき、受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。発注者は、この委託契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この委託契約の終了後も存続するものとする。

3 受注者は、自ら又は権利者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 前項に規定する著作物に係る著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使すること。

4 発注者は、次の各号に掲げる場合、受注者の作成した成果物を公開することができる。ただし、前項の規定による場合において、開示される成果物に受注者の営業上の秘密が含まれるときは、発注者は、受注者の事前の書面による承諾を得るものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 本組合議会に提出する場合

(3) 広報に使用する場合（発注者が認めた公的機関による使用を含む。）

(再委託等の禁止)

- 第13条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、受注者の構成企業又は協力企業も、自らが分担し引き受けた業務についても同様とする。
- 2 受注者及び当該構成企業又は協力企業は、業務の一部を第三者（以下「再委託先等」という。）に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
 - 3 発注者は、再委託先等に対する委託又は請負に関して、受注者に対して、当該委託又は請負に係る契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限らない。）その他の必要な事項の説明を求めることができ、または、再委託先等との契約書の写しの提出を求めることができる。
 - 4 第2項の規定による委託又は請負は、すべて受注者及び当該構成企業又は協力企業の責任及び費用において行うものとし、再委託先等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、受注者及び当該構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由とみなす。
 - 5 第2項の規定により業務を委託され、又は請け負った再委託先等がさらに第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合（順次行われる再委託、下請負も同様に扱われる。）、かかる第三者の使用もすべて受注者及び当該構成企業又は協力企業の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず受注者及び当該構成企業又は協力企業の責めに帰すべき事由とみなす。

(受注者に対する措置要求)

- 第14条 発注者は、受注者の役職員、使用人若しくは前条第2項又は第5項の規定により受注者から業務を委託され、若しくは請け負った再委託先等その他の第三者が、その業務の実施につき不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する措置について発注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に発注者にその結果を通知しなければならない。

(発注者の請求による要求水準書等の変更)

- 第15条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更の内容及び変更の理由を受注者に通知して、要求水準書等の変更の協議を請求することができる。
- 2 受注者は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、発注者に対して次に掲げる事項を通知し、発注者と協議を行わなければならない。
 - (1) 要求水準書等の変更が本業務に及ぼす影響
 - (2) 要求水準書等の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - (3) 要求水準書等の変更に伴う業務委託料の変更の有無
 - (4) 要求水準書等の変更に対する意見
 - 3 第1項の通知の日から14日以内に受注者から発注者に対して前項の規定による通知がなされない場合、又は前項の規定による通知の日から14日を経過しても同項の協議が整わない場合において、発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等を変更し、受注者に通知することができる。この場合において、受注者に、増加費用又は損害が発生したときは、発注者は必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。

- 4 要求水準書等の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して第25条の業務計画書の変更を求める旨を受注者に通知することができる。

(受注者の請求による要求水準書等の変更)

第16条 受注者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を発注者に通知して、要求水準書等の変更の協議を請求することができる。

- (1) 要求水準書等の変更の内容
- (2) 要求水準書等の変更の理由
- (3) 要求水準書等の変更に伴う事業日程の変更の有無
- (4) 要求水準書等の変更に伴う業務委託料の変更の有無
- (5) 要求水準書等の変更に伴い第25条の業務計画書の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、受注者に対して要求水準書等の変更に対する意見を通知し、受注者と協議を行わなければならない。
- 3 前項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が整わない場合には、発注者は、要求水準書等の変更について定め、受注者に通知する。
- 4 要求水準書等の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して第25条の業務計画書の変更を求める旨を受注者に通知することができる。
- 5 要求水準書等の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、業務委託料の変更について受注者と協議し、これを変更するものとする。
- 6 受注者は、新たな技術の導入等により本業務の履行に係る費用の減少が可能である場合は、発注者に対し積極的にその提案を行うものとする。

(貸与品)

第17条 発注者は、必要に応じて貸与品を受注者に無償で貸与する。

- 2 受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しの日から7日以内に、発注者に借借書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品の引渡しを受けた後、当該貸与品に不具合等があり使用に相当でないとしたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から前項の通知を受けた場合は、その取扱いを受注者と協議し、必要な措置を執るものとする。
- 5 受注者は、貸与品を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、故意又は過失により貸与品を破損したときは、当該破損により発注者に生じた損害を賠償するものとする。
- 6 受注者は、本業務の終了、要求水準書の変更等によって不用となった貸与品は、速やかに発注者に返還しなければならない。

(車両・重機等)

第18条 本業務の実施に必要な車両・重機等については、受注者が、受注者の責任及び費用負担において、本業務の遂行に支障のないものを用意する。当該車両・重機等に係る維持管理費用等は、受注者の負担とする。

(従事者等の習熟訓練)

第19条 受注者は、準備期間において、本業務の従事者等に対して教育及び訓練を十分に実施し、本業務の実施について習熟させなければならない。

(施設機能等の確認)

第20条 発注者及び受注者は、準備期間において、建設事業者より本施設の性状、規格、機能、数量その他内容について、双方立会いの上、確認するものとする。

- 2 前項の確認の結果、本事業の要求水準書等で示された内容から合理的に推測されるところから逸脱し、かつ、当該逸脱により受注者の本業務の実施に著しい支障が生じると認められるときは、受注者は、発注者に対してその状況を通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の通知を受けたときは、速やかにその状況を確認し、必要に応じ、その取扱いについて受注者と協議を行い、必要な措置を執るものとする。
- 4 受注者は、建設事業者による本施設の更新工事等を経た上で、本業務の対象となるものについて完成図書と整合しない状況を認めたときは、当該状況を発注者に報告し、発注者と協議の上、受注者の費用で補修その他の適切な措置を執らなければならない。この場合において、受注者がその費用相当額を建設事業者に求償することは妨げない。

(試運転、予備性能試験及び引渡性能試験、教育訓練等)

第21条 建設事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験の実施にかかる業務については、受注者がこれを建設事業者から受託して行うことができる。

- 2 受注者は、建設事業者と協力して、本業務開始の準備を行うとともに、建設事業者から必要な教育訓練を受けるものとする。

(運営管理体制の整備)

第22条 受注者は、本業務の遂行に先立って、要求水準書等及び技術提案書に基づく本業務の実施体制の整備に必要な人員及び有資格者を確保し、この委託契約の終了まで、これを維持する。

- 2 受注者は、前項において確保した人員に対し、本業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行い、本業務開始日における本施設の正式稼働に支障のないよう準備しなければならない。
- 3 受注者は、前項に定める研修等を完了した後、要求水準書等及び技術提案書に従い、本業務の実施体制を整備し、発注者に対して、整備した実施体制につき届出を行うものとする。
- 4 発注者は、前項に定める届出を受領した後、本業務の実施開始に先立って、要求水準書等及び技術提案書に従った実施体制が整備されていることを確認するため、要求水準書等の定める方法又は任意の方法により当該本業務の実施体制を確認することができる。

第3章 業務の実施

(本業務の範囲)

第23条 本業務の範囲は次の各号に定める業務とし、細目は要求水準書等及び技術提案書に定めるとおりとする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 環境管理業務

(4) 情報管理業務

(5) その他管理業務

- 2 前項の定めにかかわらず、受注者は、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に運転管理し、かつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。

(業務範囲の変更)

第24条 発注者は、必要と認める場合は、受注者に対する通知をもって前条に定める本業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

- 2 受注者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 本業務の範囲の変更及びそれに伴う業務委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(業務計画書等の策定)

第25条 受注者は、運營業務期間の開始日の6月前までに、要求水準書等及び技術提案書に従い業務計画書を作成し、発注者に提出してその承諾を受けなければならない。承諾を受けた業務計画書を変更しようとするときも同様とする。

- 2 受注者は、要求水準書等及び技術提案書に従い、運營業務期間中の各年度について、当該年度の開始日の30日前までに年間業務計画書を、毎月末日の7日前までに翌月の月間業務計画書をそれぞれ作成し、発注者に提出してその確認を受けなければならない。確認を受けた年間業務計画書及び月間業務計画書を変更しようとするときも同様とする。
- 3 受注者は、要求水準書等、技術提案書及び第1項の規定により発注者の承諾を受けた業務計画書に従い、本施設の運転管理、保守点検、危機管理等に係るマニュアル類（以下「業務マニュアル」という。）を整備し、適切に運用しなければならない。
- 4 受注者は、前項の業務マニュアルを変更したときは、速やかに変更内容を発注者に報告するものとする。
- 5 受注者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、本施設に関し、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアル（以下、業務マニュアルのうちの「運転管理マニュアル」という。）を運營業務開始日の30日前までに作成し、発注者に提出した上で承諾を得るものとする。受注者は、本業務の実施について、運転管理マニュアルに従うものとする。なお、受注者は、作成した運転管理マニュアルについて、本件施設の運転にあわせて随時改善しなければならない。
- 6 受注者は、第1項の規定により発注者の承諾を受けた業務計画書（同項後段の規定により変更をした場合は、変更後のもの）、第2項の規定により発注者の確認を受けた年間業務計画書及び月間業務計画書（同項後段の規定により変更をした場合は、変更後のもの）並びに第3項及び第5項の規定により作成した業務マニュアル及び運転管理マニュアル（変更した場合は、第4項の規定により発注者に報告した業務マニュアル及び運転管理マニュアル）に基づき本業務を実施する。

(業務報告書)

第26条 受注者は、要求水準書等に定めるとおり、本業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ要求水準書等に定める提出期限までに、発注者に提出するものとする。ただし、日報については、受注者の事業所内に運營業務期間にわたって保管し、発注者又は発注者の指定する第三者の要請に応じて閲覧又は謄写に供すれば足りるものとする。なお、業務報告書の様式、記載方法等について

は、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

- 2 受注者は、前項に定める業務報告書のほか、要求水準書等及び業務マニュアルに従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、受注者の事業所内に運転業務期間にわたって保管しなければならない。受注者は、発注者の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を発注者の閲覧又は謄写に供しなければならない。

(この委託契約と業務内容が一致しない場合の改善義務)

第27条 受注者は、本業務の内容が、この委託契約、要求水準書等若しくは技術提案書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、当該不適合が発注者の指示による場合、その他発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者は、必要に応じて、運營業務期間又は業務委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは当該損害を賠償しなければならない。

(災害発生時等の協力)

第28条 発注者と受注者は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする。

- 2 災害その他不測の事態により、要求水準書等に示す計画搬入量を超える多量の処理対象物が発生する等の状況が生じた場合において、その処理を発注者が実施しようとするときは、受注者は、その処理に最大限の協力を行う。この場合において、発注者は、受注者に発生した合理的な範囲の追加的費用を受注者に支払う。

(緊急時の組織体制の整備等)

第29条 受注者は、災害等の緊急時において、二次災害の防止に努めるものとする。

- 2 受注者は、緊急時における対応マニュアル（以下「緊急対応マニュアル」という。）を作成し、発注者に提出した上で承諾を得るものとする。受注者は、緊急時において、緊急対応マニュアルに従った適切な対応を行うものとする。
- 3 受注者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて随時改善しなければならない。受注者が緊急対応マニュアルを変更した場合には、速やかに発注者に提出し、その承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、発注者等への連絡体制を整備した上で、発注者に報告するものとする。なお、連絡体制を変更した場合は速やかに発注者に報告しなければならない。
- 5 受注者は、定期的に防災訓練等を行わなければならない。また、訓練の開催については、事前に本件施設の関係者等に連絡し、参加について協議する。
- 6 本施設において事故が発生した場合、受注者は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を発注者に報告する。受注者は、当該報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、発注者に提出する。

(長寿命化計画の整備)

第30条 受注者は、本施設の効率的な更新整備及び保全管理を行うため、長寿命化計画を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、作成した長寿命化計画を変更した場合には、速やかに発注者に報告し、承諾を得なければならない。

- 3 長寿命化計画の作成期限、使用期間、記載事項等の詳細は、発注者と受注者との協議により決定する。

(本施設の改良保全)

第31条 発注者及び受注者は、運營業務期間中、本施設の運營業務に関連して、著しい技術又は手法の革新等がなされた場合は、当該技術革新等に基づく新しい技術、手法等（以下「新技術等」という。）の導入について検討し、本施設の改良保全の提案を行うものとする。

- 2 前項の検討に係る費用は受注者が負担する。ただし、発注者が負担することが合理的と発注者が認める費用については、発注者が負担する。
- 3 第1項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他の消耗品の使用量の削減等により、業務委託料を低減できることを発注者又は受注者が明らかにした場合、発注者及び受注者は、当該新技術等の導入及び業務委託料の減額について協議するものとする。

(施設見学者等への対応)

第32条 受注者は、発注者の協力要請に対し、本施設の見学を希望する個人及び団体に対して本施設の稼働状況及び環境保全状況の説明等を行うものとする。なお、見学者の受付についても受注者にて行うこととする。また、受注者は、見学者が利用する箇所及び設備等は常に清潔かつ適切に機能するよう管理しなければならない。

(住民への対応)

第33条 受注者は、常に適切に本業務を遂行し、発注者の要請があるときは発注者ととも周辺住民等に対して本施設の運転状況の説明を行い、周辺住民等の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

- 2 受注者は、本施設の利用者に対して、適切に対応しなければならない。
- 3 受注者は、本施設に対して構成市町村の住民、周辺住民等による電話照会、訪問等があった場合には、適切に対応しなければならない。なお、構成市町村の住民、周辺住民等により本施設に関する意見等があった場合には、受注者は、速やかに発注者に報告し、発注者と受注者とで協議の上、適切に対応し、その結果を文書にて発注者に提出しなければならない。

(受注者によるセルフモニタリング)

第34条 受注者は、運營業務期間の開始日の3月前までに、セルフモニタリング業務計画書を作成し、発注者の確認を受けなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により発注者の確認を受けたセルフモニタリング業務計画書に従い、自らの費用により、本業務の実施に係るセルフモニタリングを行う。

(発注者による業務遂行状況のモニタリング)

第35条 発注者は、別紙1に従い、本業務の遂行状況並びに本施設の運転管理及び維持管理の状況のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

- 2 発注者は、前項の規定に基づくモニタリングのほか、受注者による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入る等必要な行為を行うことができ、また、発注者は、受注者に対して本業務の遂行状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 受注者は、発注者から前項の申出又は請求を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除い

て当該申出又は請求に応じなければならない。

- 4 発注者は、第1項の規定に基づく本事業の遂行状況等の確認を理由として、本業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(本施設に係る計測)

第36条 受注者は、運營業務期間中、自己の負担において、要求水準書等及び技術提案書、業務マニュアル及び運転管理マニュアル、業務計画書等に従い、自ら又は法的資格を有する第三者に委託することにより、本施設に係る計測を実施しなければならない。発注者は、事前に受注者に通知した上で、当該計測に立ち会うことができる。

- 2 発注者は、前項の計測について、計測項目のいずれかの測定値が、別紙2に規定する環境保全基準値に近い値を示し、環境保全基準値を超える懸念があるものと合理的に判断した場合、又は計測項目のいずれかの測定値が不連続的な値を示し本施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合は、受注者に計測頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、発注者が測定値に応じて決定するものとする。

(環境保全基準値の未達成)

第37条 第35条によるモニタリング又は前条の計測等の結果、別紙2に示す環境保全基準値が達成されていないことが判明した場合には、発注者又は受注者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受注者は、分析機関に分析を委託し、原因の究明に努め、環境保全基準値を達成するよう本施設の補修、本業務の改善等を行わなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、協議により、本施設の稼働状況に応じて、環境保全基準値を見直すことができる。

(要求水準書等の未達成)

第38条 第35条によるモニタリング又は第36条の計測等の結果、前二条に規定する項目以外の項目等について、受注者による本業務の遂行が要求水準書等若しくは技術提案書又は業務マニュアルに定める水準を満たしていない場合は、発注者は、受注者に対して、別紙1に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、受注者は、当該措置が講じられた後に提出する要求水準書等に定める報告、記録等において、発注者が講じた措置に対する対応状況を記載することにより報告を行うものとする。

- 2 前項の場合には、発注者は、必要と認めるときは、受注者に本施設の運転の停止を指示することができる。受注者は、これに従わなければならない。
- 3 第1項において要求水準書等若しくは技術提案書又は業務マニュアルに定める水準の未達成が発注者の指示により生じた場合、その他発注者の責に帰すべき事由により生じた場合は、発注者は、必要に応じて業務委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは、当該損害を賠償しなければならない。

(性能未達期間中の処理対象物の処理)

第39条 運營業務期間中、本施設の運転停止又は処理能力の低下により、本件施設に搬入された処理対象物が受入設備において受入可能な貯蔵量を超えるおそれが生じた場合、受注者は、発注者に対し、速やかにその旨を通知する。発注者は、受入可能な貯蔵量を超えた処理対象物を処理し得る他の廃棄物処理施設（以下「緊急代替処理施設」という。）を確保して、処理対象物の代替処理を行うよう努力する。受注者は、発注者のかかる代替処理に対して、最大限の協力を行う。

(性能未達期間中に生じる費用の負担)

第40条 発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合、発注者は、業務委託料のうち固定費（第44条第2項に規定する控除を受けた後の固定費とする。）及び変動費の支払を行うほか、代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる搬入禁止物の排除作業に係る追加費用、本施設の運転再開のための修理費等の追加費用並びに受注者に生じた損害を合理的な範囲で負担する。ただし、受注者が善良な管理者の注意義務に違反したことに起因して発生又は拡大した損害のうち、受注者の帰責事由の割合に相当する部分については、受注者の負担とする。

- 2 受注者の責めに帰すべき事由により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合、それにより生じる追加費用及び責任は受注者が負担する。発注者は、業務委託料のうち固定費（第44条第2項に規定する控除を受けた後の固定費とする。）及び変動費の支払を行う（ただし、業務委託料の減額及びこの契約の解除に関する手続は、第46条及び第61条の定めに従う。）。発注者が代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる搬入禁止物の排除作業に係る追加費用、本施設の運転再開のための修理費等の追加費用及び発注者に生じた損害は受注者が負担する。
- 3 不可抗力により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合は、発注者は、業務委託料のうち固定費（第44条第2項による控除を受けた固定費とする。）及び変動費の支払を行う。ただし、発注者が代替処理を委託することによって生じる追加費用、緊急代替処理施設の確保に係る追加費用、処理対象物に含まれる搬入禁止物の排除作業に係る追加費用及び本施設の運転再開のための修理費については、第55条の規定に従う。

(異常事態への対応)

第41条 受注者は、本施設の運營業務において、故障、環境保全基準値の未達、不可抗力による損害発生、要求水準書等若しくは技術提案書又は業務マニュアルに定める水準の未達成等の事態（以下総称して又は個別に「異常事態」という。）が発生したときは、要求水準書等に従い、運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。

- 2 受注者は、本施設に係る異常事態の原因の究明及びその責任の所在の分析等を行い、その結果を発注者に提出するものとする。
- 3 発注者は、前項に基づく受注者による原因の究明及び責任の所在の分析とは別に、独自に異常事態発生に係る事実関係の調査、原因の究明及び責任の所在の分析等を行うことができる。この場合、受注者は、発注者に対する資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。
- 4 本施設が計画外において停止の状態に陥った場合についても、その原因の究明等について前二項の規定を準用する。

(臨機の措置)

第42条 受注者は、事故及び災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者又は監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、受注者は、その執った措置の内容を発注者又は監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者又は監督員は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、それ以外の事由により、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。ただし、不可抗力により臨機の措置を講じた場合には、第55条に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

(搬入管理)

第43条 受注者は、受入設備において目視検査等の搬入管理を行い、受け入れた処理対象物の中に処理不適物がないことを確認しなければならない。

- 2 受注者は、受け入れた処理対象物に処理不適物が確認された場合、処理対象物の投入を中止し、発注者又は監督員に報告して指示を仰がなければならない。また、処理不適物を搬入した者に発注者が定める搬入基準について適切に指導しなければならない。
- 3 処理不適物の混入を原因として、機械設備に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために追加費用が発生した場合、発注者又は受注者の責めに起因するものについては、発注者又は受注者における帰責事由の所在及び割合に応じて、第40条第1項又は第2項の規定に基づき、発注者又は受注者が負担し、不可抗力に起因するものについては、第40条第3項ただし書及び第55条の規定に従う。上記のいずれによっても追加費用の負担につき決することができない場合、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

第4章 業務委託料

(業務委託料等の支払)

第44条 発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に対して、別紙3記載の算定方法及びスケジュールに従い、業務委託料を支払うものとする。当該業務委託料には、本業務の遂行に当たって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目のいかなを問わず、受注者は、発注者に対し、業務委託料以外に何らの支払いも請求できないものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、受注者が本施設の運転を停止した場合（第38条第2項の定めによる運転停止の場合も含む。）、発注者は、理由のいかににかかわらず、業務委託料のうちの固定費から当該運転停止により受注者が支払を免れた費用を控除して支払を行うことができるものとする。この場合、受注者の責めに帰すべき運転停止に基づく発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者は、業務委託料の支払に当たり、当該支払時において受注者の発注者に対する支払債務が存在する場合、当該支払債務相当額を業務委託料から差し引いた上で、これを支払うことができる。
- 4 発注者は、業務委託料の支払を遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

(支払の根拠を欠く業務委託料等の取扱い)

第45条 発注者が既に支払った業務委託料等について、その後に支払の根拠が失われた場合には、発注者は、受注者が返還すべき金額及び損害金について、別紙1の規定により、これを未払いの業務委託料から差し引くことができる。

(業務委託料の減額又は支払停止等)

第46条 第35条に基づく発注者による業務遂行状況のモニタリングその他により、本業務について要求水準書等及び技術提案書に定める内容並びに水準等を満たしていない事項が存在することが判明した場合、発注者は、別紙1に定めるところに従って業務委託料を減額又は支払停止することができるものとする。

- 2 受注者が作成した各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書の作成等に対応する業務委託料の支払後に判明した場合、発注者は、受注者に対し、当該虚偽記載がなければ発注者が減額し得た業務委託料相当額の返還を請求することができる。この場合、当該減額し得た業務委託料を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還するまでの日数につき、遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

(処理対象量)

第47条 本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に提示している計画処理量に対し増減する場合は、提案された変動費の処理単価（以下「提案単価」という。）をもって変動費を算定する。

(処理対象物の性状)

第48条 処理対象物の性状が、要求水準書等に定める性状の範囲内にとどまっている限り、受注者は、処理対象物の性状の変動を原因とする業務委託料（変動費の提案単価の見直しを含む。）の変更その他費用の負担を請求することはできない。

- 2 要求水準書等に定める性状の範囲を逸脱した処理対象物が搬入された場合において、性状の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したときは、受注者は、性状を逸脱した処理対象物の処理に要する費用の増加分について、当該事業年度の最終月に精算を行うことを請求できる。
- 3 前項に規定する以外の処理対象物の性状に係る項目の変動による業務委託料の見直しは行わない。
- 4 本施設に搬入された処理対象物の性状が要求水準書等の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、全て受注者の費用において実施する。
- 5 前項に規定するデータの収集、検査等の具体的な実施方法、実施頻度等は、この契約に基づき、発注者と受注者が協議して定める。
- 6 受注者は、前二項の規定に基づき得られたデータ及び検査結果等を、発注者と受注者が協議して定める頻度及び内容で、発注者に報告しなければならない。

(業務委託料の改定)

第49条 発注者及び受注者は、社会経済状況の変化に応じて、別紙3記載のとおり業務委託料を改定できる。

(業務委託料の変更等に代える要求水準書等の変更)

第50条 発注者は、この委託契約の規定により業務委託料を増額すべき場合、又は費用及び損害を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて、要求水準書等を変更することができる。

- 2 受注者は、この委託契約の規定により業務委託料を減額すべき場合、又は費用を負担すべき場合において、業務委託料の減額又は負担額の全部若しくは一部に代えて、要求水準書等の変更その他の受注者による本業務内容の向上を提案することができる。
- 3 前二項に規定する場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用及び損害を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(管内業者への発注金額の報告及び未達時の減額措置)

第51条 受注者は、第6条に基づく運營業務期間終了までの各会計年度終了後速やかに、当該会計年度に係る技術提案書で提案した管内業者への発注金額（技術提案書において受注者が提案した確認方法に基づき算出されるものをいう。以下同じ。）の実績をとりまとめ、技術提案書に示した管内業者への発注金額（技術提案書において受注者が提案した発注金額をいう。以下同じ。）に対する達成状況等を記載した発注金額達成状況報告書（以下「達成報告書」という。）を、発注者に提出する。

- 2 発注者が達成報告書を確認した結果、技術提案書に示した管内業者への発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を業務委託料から減額することができる。ただし、発注金額の未達が受注者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを受注者が明らかにし、発注者がこれを認めた場合には、この限りではない。なお、詳細については発注者と受注者との協議により定める。

第5章 法令の変更等

(法令の変更に伴う通知)

第52条 この委託契約締結日以後に法令が変更されたことにより、この委託契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するときは、受注者は、以下の事項の詳細を記載した書面をもって、直ちにこれを発注者に対して通知するものとする。

- (1) 本業務に関して受注者が受けることとなる影響
- (2) 本業務に影響を及ぼす法令変更に関する事項の詳細

- 2 発注者及び受注者は、前項の通知がなされた日以後において、この委託契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合は、履行期日における当該自己の義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、当該法令の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(法令の変更に伴う協議及び追加費用の負担)

第53条 発注者は、前条第1項の通知を受けた場合は、法令の変更に対応するため、速やかに契約の変更、追加費用の負担等について、受注者と協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日又は令達日から60日以内(公布又は令達日から施行日までの日数が60日に満たないものについては、施行日まで)に契約の変更、追加費用の負担等について合意が成立しないときは、本業務の継続の可否を含め、発注者が当該法令の変更への対応方法を受注者に対して通知するものとし、受注者は、当該通知の内容に従い本業務を継続して実施するものとする。この場合に生じる追加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 発注者は、次の各号に掲げる法令変更に起因する追加費用を負担する。

ア 本業務に直接関係する法令変更(ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。)

イ 税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの

(2) 受注者は、次の各号に掲げる法令変更に起因する追加費用及び損害を負担する。

ア 前号アに掲げる法令変更以外の法令変更(ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。)

イ 前号イに掲げる法令変更以外の税制度に関する法令変更

3 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第68条の規定に従う。

(不可抗力発生時の対応)

第54条 運營業務期間中に、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒動、暴動その他自然的又は人為的な事象(要求水準書等又は完成図書で基準が定められているものは、当該基準を超えたものに限る。)であって、発注者と受注者双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)が発生した場合において、受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び追加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第55条 不可抗力により、この委託契約の履行ができなくなったとき、履行が著しく困難になったとき、又は当該履行の為に追加費用が発生し、若しくは損害が発生するときは、受注者はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに発注者に通知するものとし、発注者は、当該通知を受けたときは、通知の内容について速やかに確認を行うものとする。

2 発注者は、第1項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る不可抗力に対応するため、速やかに契約の変更、追加費用の負担等について受注者と協議し、その対応等について合意に努めるものとする。

3 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に契約の変更、追加費用の負担等について合意が成立しないときは、本業務継続の可否を含め、発注者が不可抗力に対する対応方法を受注者に対して通知する。

4 発注者は、前項の規定により対応方法を受注者に通知した場合において、受注者の本業務の実施の費用が減少すると認められるときは、当該減少分を業務委託料から減額する。

5 発注者が第3項の規定により対応方法を受注者に通知した場合において、当該不可抗力により受注者に追加費用又は損害(第73条の保険で填補されるものを除く。)が発生するとき

は、別紙4に記載するとおり、当該不可抗力が発生した年度の業務履行に対して支払われる業務委託料の100分の1に相当する額までは受注者が負担し、これを超える追加費用及び損害は発注者が負担する。

- 6 同一年度において数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第5項中「追加費用又は損害」とあるのは「追加費用又は損害の累計」と、「業務委託料の100分の1に相当する金額」とあるのは「業務委託料の100分の1に相当する金額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。
- 7 不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第68条の規定に従う。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

第56条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行が不能となったと認められる場合において、受注者は、当該不能となった限度において本業務を遂行する義務を免れるものとする。

- 2 前項の定めに従って受注者が本業務を遂行する義務の一部を免れた場合において、発注者は、受注者との協議の上、受注者が当該業務を遂行する義務を免れたことにより支払が不要となった費用相当額を業務委託料から減額することができるものとする。

(第三者の加害行為による損害)

第57条 受注者は、本業務実施期間中に第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等をいう。）により、本施設に損害が生じたときは、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならないものとし、通知後の取り扱いは、「不可抗力」を「第三者の加害行為」に読み替えて第55条第2項から第7項までの規定を準用する。

第6章 契約の終了及び解除

(契約の終了)

第58条 受注者は、この委託契約で特に定める場合を除き、運營業務期間の満了をもって本業務を終了する。

(本事業終了時の取扱い)

第59条 発注者は、運營業務期間満了日の36か月前までに、本業務終了後の本施設の運營業務の継続に係る協議について、受注者に申出ることができる。

- 2 前項の規定による申出に応じて、発注者及び受注者は、本施設の運營業務の継続に係る協議を行うものとし、この委託契約の継続及び受注者以外の第三者への委託するために必要な事項を確認する。当該協議の結果にかかわらず、受注者は、発注者の請求に応じて、必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。
- 3 発注者が本業務終了後における本施設の運營業務を公募に供することが適切でないと判断した場合には、発注者は、運營業務期間満了日の24か月前までに、この委託契約の継続に関して受注者に協議を申出ることができる。この場合、受注者は、発注者との協議に応じなければならないものとする。
- 4 協議の結果、受注者が運營業務期間満了後において本施設の運營業務を継続することとなった場合には、受注者は、運營業務期間満了日の6か月前までに、運營業務期間満了時の翌事

業年度に係る事業の実施計画を発注者に提出するものとする。また、当該協議の結果にかかわらず、受注者は、次の各号に係る情報及び資料を含む発注者が請求する情報及び資料の提供を行わなくてはならない（提出期限は運營業務期間満了日の18か月前を目途とする。）。

- (1) 人件費
 - (2) 運転経費
 - (3) 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用等）
 - (4) 用役費
 - (5) 運營業務期間中の財務諸表
 - (6) その他必要な資料
- 5 運營業務期間満了日の12か月前までに前項の規定によるこの委託契約の継続に係る合意が整わない場合には、この委託契約は、運營業務期間満了日をもって終了するものとする。この場合、第69条第2項から第8項までを準用する。
- 6 この条の規定に基づき、この委託契約の延長が行われる場合には、業務委託料を含め必要な契約の変更を行うものとする。

（本業務終了時の明け渡し条件）

第60条 運營業務期間が満了し、かつ、前条の規定に基づくこの委託契約の延長が行われなかった場合には、受注者は、この委託契約に基づき、本施設を発注者に明け渡す。

- 2 発注者は、基本性能が満足していることを確認するため、運營業務期間満了日前に、本施設の機能確認及び性能確認を実施する。
- 3 受注者は、要求水準書等の規定に従い、運營業務期間満了に先立って、受注者の責任及び費用負担により第三者機関による機能検査を、発注者の立会いの下に実施しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定に基づく機能検査の結果、本施設が本業務終了後も継続して使用することに支障があることが判明した場合には、受注者の責任及び費用負担において、必要な補修を実施しなければならない。
- 5 受注者は、本業務終了後24か月の間に、本施設に関して受注者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書等の未達が発生した場合には、自己の責任及び費用負担により改修等必要な対応を行う。本規定は、この委託契約が終了した後においても適用する。
- 6 本施設の明け渡し時その他の条件は、発注者と受注者との協議により定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（発注者の解除権）

第61条 発注者は、必要と認めるときは、90日前までに受注者に通知することにより、この委託契約の全部を解除することができる。この場合、発注者は、合理的な範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う。

- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し催告することなく、この委託契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - (2) 本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許認可若しく登録等を取り消され、又は関係する官公庁より営業の停止を命ぜられたとき。
 - (3) 受注者及び業務担当者その他使用人が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 第67条第1項の規定によらないで、受注者がこの委託契約の解除を申し出たとき。

- (5) 受注者又は受注者の代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この委託契約の入札に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
 - (6) 受注者がこの委託契約に違反した状態となった場合において、発注者が第38条の規定に基づき、受注者に対して猶予期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、当該猶予期間内に当該違反が治癒されないとき。
 - (7) 受注者が本業務を放棄したと認められるとき。
 - (8) 受注者に係る破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続について、取締役会において申立てを決議したとき、第三者により申立がなされたとき、又は受注者につき支払不能若しくは支払停止となったとき。
 - (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
 - (10) この委託契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
 - (11) 受注者の責めに帰すべき事由により、この委託契約上の受注者の義務の履行が不能となったとき。
 - (12) 前各号に定めるもののほか、この委託契約の重大な違反又は抵触があったとき。
- 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内の期間を定めて、受注者に対し履行を催告し、当該期間内に履行がなされないときは、受注者に通知することによりこの委託契約を解除することができる。なお、受注者は、発注者が請求した場合は、自己の責任及び費用負担において、発注者が指定する事業者に対して、本業務の一部又は全部を委託しなければならない。
- (1) 受注者が、本業務について発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき。
 - (2) 受注者が、発注者が請求した日の翌日から起算して30日以内に、第73条の定めに従って保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。
 - (3) その他、受注者がこの委託契約の義務を履行しないとき。

(発注者による解除の場合の違約金)

- 第62条 発注者が前条第2項及び第3項に基づきこの委託契約を解除した場合には、受注者は、解除の日から運營業務期間満了日までの残期間に係る業務委託料（要求水準書等又は技術提案書に定める各年度処理量（計画値）をもとに算出するものとする。）の10分の1に相当する金額、又は年間業務委託料（解除の日が属する事業年度の翌事業年度に予定する業務委託料とし、要求水準書等又は技術提案書に定める各年度処理量（計画値）をもとに算出するものとする。）のうちいずれか高い方の金額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、第4条に規定する契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該違約金の額から本条第3項に基づき充当された契約保証金の額を控除することができる。
- 2 発注者が前条に基づきこの委託契約を解除した場合には、契約保証金は発注者に帰属する。発注者に帰属した契約保証金は、発注者に生じた損害の賠償又は前項の違約金に充当する。
 - 3 第1項の規定により受注者が発注者に違約金を支払う場合において、発注者は、違約金支払請求権と受注者の業務委託料支払請求権その他の発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。

- 4 前三項の規定は発注者の損害賠償請求権の行使を妨げるものではなく、第1項に定める違約金を超える損害が発注者に生じている場合には、発注者は、受注者に対して当該超過額について損害賠償を請求することができる。

(暴力団排除措置等に関する解除権)

第63条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この委託契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人の役員、支配人、支店長及び営業所長並びに個人の事業主及び支配人をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、（1）から（5）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの委託契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料（総額）の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、本項の規定は、発注者に生じた損害額が本項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し請求することを妨げるものではない。本項の規定により受注者が賠償金を支払った後に、実際の損害額が本項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為による発注者の解除権)

第64条 発注者は、本業務に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この委託契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律

第139号。以下「行政事件訴訟法」という。)第14条に規定する期間内に行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起せず、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、行政事件訴訟法第14条に規定する期間内に行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起せず、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者が、排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法第3条第1項の抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員等又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられ確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの委託契約が解除された場合について準用する。

(賠償の予約)

第65条 受注者は、この委託契約に関して、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、前条第2項の規定に基づき支払う違約金のほか、賠償金としてこの委託契約による契約額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、この委託契約による履行が完了した後においても適用する。
- 3 前二項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が賠償金及び利息を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- 4 前三項の場合において、受注者が特別目的会社であつて既に解散しているときは、当該特別目的会社の株主であつた全ての構成企業に対して前項に定める額の賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合においては、請求を受けた者はその額を連帯して発注者に支払わなければならない。

(発注者による一部解除権)

第66条 発注者は、必要と認めるときは、90日前までに受注者に通知することにより、この委託契約の一部を解除することができる。この場合、発注者は、合理的な範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う。賠償金額については、発注者と受注者との協議により定めるものとする

- 2 発注者が、前項に基づきこの委託契約の一部を解除する場合には、当該一部解除により不要となる設備の利用停止に関し受注者と協議するものとし、受注者は、当該協議の結果に従つて当該設備の利用停止に向けて必要な措置を講じる。

(受注者の解除権)

第67条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者に通知した上で、この委託契約を解除することができる。

- (1) 前条第1項の規定による一部解除のため、業務委託料が3分の1以上減じたとき。
- (2) 発注者がこの委託契約に違反し、その違反によってこの委託契約の履行が不可能となったとき。
- (3) 発注者がこの委託契約に基づく債務の履行を行わない事態を60日間継続したとき。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害が生じたときは、その損害を賠償する。

(法令変更又は不可抗力の場合の解除)

第68条 発注者又は受注者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合、又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、この委託契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、この委託契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者により履行済みの本業務に対応する未払いの業務委託料を、速やかに受注者に支払う。解除により発注者又は受注者に発生した損害及び費用については、各自で負担するものとする。

(解除による終了に際しての処置)

第69条 この委託契約が解除された場合、この委託契約は将来に向かって効力を失うものとする。

- 2 前項の規定によりこの委託契約が終了する場合又は終了した場合で、発注者が本施設に関する運營業務を継続しようとする場合には、発注者の要求に基づき、受注者は、発注者が行う本業務を継承する事業者（以下「後任事業者」という。）の選定に協力するとともに、後任事業者に対して本施設の適正な運転等に関する教育を行った上で、引継ぎを行うものとする。
- 3 受注者は、前項の場合において、発注者が要求するときには、発注者が後任事業者を選定し、後任事業者が本業務を継承するまで、この委託契約の終了にもかかわらず、本業務を継続することとする。
- 4 受注者は、前二項に規定する引継ぎが終了し、かつ第6項に規定する修繕を終了したときは、後任事業者に対し、発注者が指定する期日までに、本施設を引き渡す。
- 5 第3項の規定に基づきこの委託契約の終了後において本業務を継続した場合には、別紙3に準じて算定した業務委託料を、受注者が後任事業者への引継ぎを終了するまでの期間につき、発注者は受注者に支払う。この場合における支払条件等については、発注者と受注者との協議により定める。
- 6 受注者は、第1項の規定によりこの委託契約が終了するに際して、本施設内に受注者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（受注者が本業務の一部を委託し又は請け負わせた再委託先等その他の者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき、発注者の指示に従わなくてはならない。発注者は、受注者に対して、期間を定めて、受注者の責任及び費用負担において当該物件を撤去し又は処分すべき旨を指示することができる。
- 7 発注者は、前項の場合において、受注者が、正当な理由なく期間内に当該物件の処置につき発注者の指示に従わないときは、受注者に代わって当該物件を処分する等、適切な処置を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者による処置について異議を申し出ることができず、また、発注者による処置に要した費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、第2項及び第3項に規定する本施設の運転等に関する教育及び本業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた発注者の損害を賠償するものとする。

第7章 補則

(損害賠償等)

第70条 本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合には、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

- 2 本業務に関連して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合には、受注者は、発注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
- 3 この委託契約に定める業務委託料の減額は、前項に従った発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また業務委託料の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

(所有権)

第71条 本施設（更新された部分、維持管理上必要に応じて追設された部分を含む。）の所有権は、発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務の遂行に関連し、これに必要な限度においてのみ本施設に立ち入り、これを無償で使用する権利を有するものであり、その他本施設に関していかなる権利も有しない。

- 2 発注者は、受注者に対し、受注者による本業務の遂行のために必要な限度で、本施設を運営業務期間中無償で使用させる。

(第三者への賠償)

第72条 本業務の遂行に関して、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合には、受注者は、当該損害を賠償しなければならない。ただし、第73条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の定めるところに従って受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第73条 受注者は、本業務の遂行に当たって、運營業務期間の全期間にわたり、別紙5記載の保険を付保し、かつ、維持するものとする。ただし、発注者が付保する必要がない旨を受注者に通知した場合は、この限りでない。受注者は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険約款及び保険証券の写しを発注者に提出してその確認を受けるものとする。

- 2 発注者及び受注者は、相互に、相手方が前項の定めるところに従って付保した保険に係る保険金の請求を行うに当たって必要な支援を行うものとする。

(協議会の設置)

第74条 発注者と受注者は、本業務を円滑に遂行するため、情報交換及び業務の調整を図ることを目的として協議会を設置する。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

- 2 発注者と受注者は、協議の上、前項の協議会に、関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができるものとする。

(契約の変更)

第75条 本業務に係る前提条件又は本業務により達成すべき内容が変更したとき、その他特別な事情が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、この委託契約の規定を書面にて合意するこ

とにより変更することができるものとする。

(秘密保持)

第76条 発注者及び受注者は、本業務に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本業務の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 発注者及び受注者がこの委託契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本業務に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 本条に定める秘密保持義務は、この委託契約の終了後もその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第77条 受注者は、この委託契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。

(2) この委託契約の目的以外の目的に個人情報を利用してはならない。

(3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。

(5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。

(6) この委託契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

- (7) 本業務に従事する者に対し、本業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報や他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

(経営状況の報告等)

第78条 受注者は、この委託契約の終了に至るまで、各事業年度の第2四半期最終日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、受注者の事業収支報告書を、受注者の毎事業年度終了後90日以内に発注者に提出しなければならない。

(株主への支援要請)

第79条 受注者は、受注者の財務状況に、破綻又は資金不足の懸念があり、本業務の実施について影響が生じる恐れがある場合は、受注者の株主に対して、追加出資、融資等の手段による支援を要請し、必要な支援等が受けられるよう最大限の努力を行うものとする。

(公租公課)

第80条 受注者の本業務の実施に関して生じる公租公課は、全て受注者の負担とし、発注者は、業務委託料に含まれる消費税及び地方消費税の額を支払うほか、この委託契約に関連する全ての公租公課について負担しないものとする。

(遅延利息)

第81条 受注者は、この委託契約に定める賠償金、損害金又は違約金を、発注者の指定する支払期日を経過して支払わないときは、発注者に対し、遅延損害金を支払う。

2 前項の遅延損害金は、賠償金、損害金又は違約金に、発注者の指定する支払期日の翌日から支払済みまで、契約日における遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の遅延利息をもって計算する(千円未満は切り捨てるものとする。)。かかる計算は、遅延利息支払時における遅延防止法第8条1項に規定する遅延利息の額を超えないものとする。

(誠実協議)

第82条 この委託契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこの委託契約に特別の定めのない事項については、発注者及び受注者は、誠実協議の上、これを定めるものとする。

[以下、余白]

別紙1 契約内容未達の場合の措置（第3条、第35条、第38条、第45条、第46条関連）

[「入札説明書 添付資料8 モニタリング及び運営費の減額等」に基づき協議し、合意・決定した内容によります。]

別紙2 本施設の環境保全基準（第36条、第37条関連）

[受注者の技術提案書に基づき、詳細は協議し合意・決定した内容によります。]

別紙3 業務委託料（第44条、第49条、第69条関連）

〔「入札説明書 添付資料6 工事費及び運営費、添付資料7 運営費の改定」及び受注者の入札提案書類に基づき協議し、合意・決定した内容によります。〕

別紙4 不可抗力の場合の費用分担（第55条関連）

- 1 発注者と受注者は、不可抗力により本事業に関して受注者に発生した追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）を、以下のとおり負担する。
 - （1）業務委託料を15で除した金額の100分の1以下の額（不可抗力が数次にわたるときは発注者の一会計年度に限り累積する。）は、受注者の負担とする。
 - （2）（1）を超える額は、発注者の負担とする。
- 2 前項に基づくものを除き、発注者は、受注者に生じた費用及び損害を一切負担しない。
- 3 不可抗力により本事業に関して発注者に生じた費用及び損害は、発注者の負担とする。ただし、第73条に記載される保険に基づき、発注者以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記の受注者の負担額を超えるときは、当該超過額は、発注者の負担額から控除するものとする。

別紙5 保険の詳細（第73条関連）

[受注者の入札提案書類の内容によります。]